

◆ 経営管理経験の確認資料

区分	確認資料	備考
個人事業主としての経験	【標準】 ・確定申告書(写) ※給与所得がある場合は右欄参照 ・契約書等(写)(年1件以上) 【許可業者での経験】 ・直近の許可書(写)＋営業の沿革(写)、または、必要年数分の許可書(写) ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	【給与所得あり】 ・年金記録等で雇用期間が確認できる場合は、その期間を控除 ・確認できない場合は、応相談
法人役員としての経験	【標準】 ・法人税・消費税申告書(写) ・契約書等(写)(年1件以上) ・商業登記 【許可業者での経験】 ・直近の許可書(写)＋営業の沿革(写)、または、必要年数分の許可書(写) ・当該法人の商業登記 ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	※大臣及び他都道府県許可業者での経験の場合、許可書(写)は、経験年数分が必要

【必要経験年数】

【1名にて経営管理体制を有する場合】(建設業法施行規則(以下、「規則」)第7条第1号イ該当)

- ・イ(1)又はイ(2)該当:5年
- ・イ(3)該当:6年

【常勤役員等を直接に補佐する者(以下「補佐者」を置くことで経営管理体制を有する場合】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・ロ(1)該当:建設業の役員等2年、かつ建設業に関し役員等に次ぐ職制上の地位にある者として5年
- ・ロ(2)該当:役員等として5年、かつ、建設業の役員等2年

(いずれも、申請者における5年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する補佐者をそれぞれ置くこと)

※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

【常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・法人税・消費税確定申告書(写)及び契約書等(写)を5年分で年1件、商業登記
 - ・業務分掌規程その他これに準ずる書類
 - ・当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類
(被認定者の経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認)
 - ・人事発令書その他これらに準ずる書類、5年の在職確認として被認定者の社会保険証(写)又は年金記録(写)
(申請事業者における在籍期間を確認するための書類)
 - ・組織図、事務決裁規定
(申請日時点で当該常勤役員との間に他の者を介在させることなく直接指揮命令を受ける者であること)
- ※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

◆ 実務経験の確認資料

確認資料	備考
【標準】 ・契約書等(写)(年1件以上) ・当時の常勤確認書類(年金記録(写)、または、保険証(資格取得年月日が実務経験の始期以前のものに限る)(写)) 【許可業者での営業所技術者等経験あり】 ※福岡県知事許可業者での経験に限る ・当時の許可書(写) ・当時の様式第8号(写) ・当時の様式第9号(写)	

【必要経験年数】

- ・イ該当者 … 指定学科卒業後、大学・高専:3年、高校:5年
- ・ロ該当者 … 10年
- ・解体経過措置該当者 … 1年(確認資料:複数年にわたる経験がある場合は2件分(異なる年)、1年の場合は3件分)

【契約書等(契約書、注文書、請求書、県土整備事務所受付印のある決算変更届出の表紙及び工事経歴書)に関する留意事項】

- ・記載内容から、建設工事の種類が判別できるものに限る【重要】※日付・金額・工事内容・会社名(申請者名)等のマスキング不可
 - ・疑問点がある場合は、追加資料の提出を求めることがある
 - ・注文書の場合は、許可申請者が受注したもの(発注したものは不可、見積書不可)
 - ・一式工事は、一式であることが明らかな場合(新築等)を除き、内訳が確認できるものに限る
 - ・適法な工事に限る(資格、業者登録等)【重要】
- ※建設工事に該当しないものの例: 除草、伐採、剪定、除雪、清掃、側溝浚渫、保守、点検、測量、調査等